

中央労働委員会・労働者委員の 4年間を振り返って

中労委第30～31期労働者委員

よど ふさこ
淀 房子



早いもので、2008年11月に中央労働委員会（中労委）の労働者委員（独立行政法人担当）となって4年が経とうとしています。これまで支援してくださった皆様への感謝の気持ちも込めて、①この4年間から見えてきたこと、②労働者委員獲得の意義と今後の課題の2点に絞って報告することにします。

本題に入る前に中労委の仕組みについて若干記載します。労働委員会は労働組合法に基づいて設置された独立行政委員会です。その機能は（憲法28条で保障された）労働基本権の保護と労使関係の安定を図ることで、司法と異なる点は将来における労使関係も重視した命令や和解を出せることです。主たる役目は、①不当労働行為の審査、②労使の間に入ってあっせん・調停・仲裁をする調整的機能です。加えて、個別労働関係紛争の増加に伴い「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」が制定され44道府県で「あっせん」も進めています。

中労委委員の構成は公労使各15人体制です。常勤は公益委員の2人のみですから事務局も大きな役割を担っています。労働者委員は労働組合の推薦者から、総理大臣が任命します。私たちが問題

としてきたのは、この労働者委員の任命が1989年の全労連発足後も連合に独占され偏ってきたことです。労働基本権の保護を謳う機関で、非公正がまかり通っていることは大きな矛盾であり、裁判闘争、そしてILO（国際労働機関）への提訴等20余年にわたる運動の結果、2008年11月、私の任命に至った経過はご承知のことと思います。

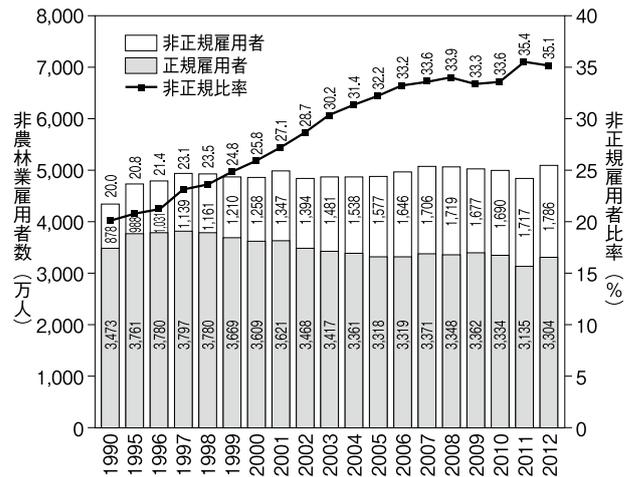
1 担当事件から見える非正規労働者の問題

この4年で独立行政法人等の担当（旧3公社5現業や自治体の事件も含む）として8件に関わってきました。特徴は非正規労働者の事件が5件を占めたことです。図表1のように非正規労働者が増加しています。若者の割合が多く、特に女性では2010年で53.8%が非正規で半数を超えています。今日の社会の縮図であり、この国の将来を気がかりにさせています。

①自治体の非正規労働者も翌年の雇用が保障されていない

自治体の非正規労働者の事件を2件担当しまし

図表1 正規雇用者と非正規雇用者の推移



(注) 非農林業雇用者(役員を除く)が対象。1~3月平均(2001年以前は2月)。非正規雇用者にはパート・アルバイトの他、派遣社員、契約社員、嘱託などが含まれる。2011年は岩手・宮城・福島を除く。
 (資料) 総務省「労働力調査」

た。総務省の08年4月の調査によると、国の臨時・非常勤職員は約12万人、地方自治体では約50万人(49万7797人)で、増加の傾向です。

担当事例の一つは、自治体の教育労働者の事件です。教育現場にも非正規が15%強いて増加の一途です。不安定雇用の労働者であっても子どもたちには同じ教師であり、翌年の雇用も保証されない問題は深刻です。

もう一つ担当した東京都の専務的非常勤職員の事例を紹介します。1年任期の消費生活相談員として、従来65歳まで更新可能だった雇用を、原則4回までとする設置「要綱」の改正や次年度の労働条件について、「義務的団体交渉事項ではない」と都が交渉に応じなかった事例です。初審で「正当な理由のない団交拒否」として団交応諾の命令が出て、都の再審査申立ても中労委で(2010年4月)棄却されました。参与委員として関わった思い出深い事例です。しかし、まだまだ非正規労働者の「次年度も任用(雇用)される可能性」は確立していません。また、非正規労働者が労働基準法など当たり前の権利行使や労働組合加入をきっかけに雇用が打ち切られる例は頻発しており、非正規労働者の雇用の継続や処遇(賃金・労働条件)の改善は喫緊の課題です。

②労働組合は非正規労働者の問題を重要課題として取り組んでいるだろうか?

担当事例の多くを少数組合や地域の合同労組への駆け込み相談からのものが占めます。正規労働者の実態も処遇の切り下げ、過労死寸前の過酷な労働など課題は山積しています。しかし、ここで組合は正規労働者の理解も得ながら、非正規労働者の組合加入を進め、正規化への運動や「同一価値労働には同一の賃金・処遇」へ努力をしなければならぬと思うのです。組織率が18.5%に下がり、非正規が3割を超える現在、自らの課題として取り組むことで活路が見出せるように思います。特に社会に足を踏み出したばかりの若者や女

性労働者に、労働者として当たり前の権利、自らを守る仕組み(その一つが組合)を知ってもらうこと、使用者・管理職には人を雇うことの重みと責任を自覚してもらうこと。その仕組みづくりは、国や社会、労働組合の課題であり、労働委員会もまた一翼を担うものと考えます。

2 労働者委員獲得の意義と今後の課題

上記のような深刻な実態があるにもかかわらず、8割を超える労働者は労働組合に組織されていません。労働組合への組織化を図ると同時に、不当労働行為を許さない、泣き寝入りしない為にも、労働審判員並に労働委員会(等)の委員を獲得し増やす取り組みが重要です。

2つ目に重要なのは、労働者・労働組合をサポートする機関の積極的活用(労働委員会など)です。2006年に始まった「労働審判制度」の活用は2011年で3513件にもなっています。これに刺激を(!)を受けて、労働委員会も「活性化のための検討委員会」を発足させ、2012年6月には第3次報告書も出しました。セーフティーネットとしての労働委員会を利用する側から変える取り組みも必要です。

最後に働く者の^{とりて}皆である皆さまのご奮闘を期待し、報告とします。